

適格請求書等保存方式（インボイス制度）について

本建物の賃貸人は、現在、消費税の免税事業者であり、かつ、諸々の事由により、インボイス発行事業者登録の申請を見合わせましたので、インボイス制度適格請求書発行事業者となっておりません。

したがいまして、賃借人様が、簡易課税方式ではなく、本則課税方式によって仕入課税控除の計算をされているときは、経過措置（通算6年の激変緩和措置）の適用により、仕入課税控除（当初3年は仕入税額相当額の8割、次の3年間は5割）の処理をしていただきたく、存じます。

なお、将来、インボイス制度適格請求書発行事業者となりましたら、遅滞なく、適格請求書発行事業者登録番号を取得したうえで、賃借人様に、登録番号を通知させていただくことを約します。

令和7年8月吉日

岡山県倉敷市児島下の町10丁目387番地5

賃貸人：松井美鈴